相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市大手町五丁目三番地、最後の住所新潟県新発田市大手町五丁目七番三号　被相続人　亡　長谷川マサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

新潟県新発田市中央町一丁目五番七号、事務所新潟県新発田市中央町五丁目八番一号　相続財産管理人　三宅美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市寺泊野積二三九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　力石　誠之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

新潟県長岡市三和三丁目八番地二三坂井ビル二〇一　相続財産管理人　弁護士　小林　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字小島六九五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前川　節男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

長野市大字南長野西後町六二四番地三　相続財産管理人　弁護士　今井　優太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代々木五丁目五八番地、最後の住所静岡県熱海市桜木町一〇番一九号熱海パークマンション六〇八　被相続人　亡　小山　章子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

静岡県沼津市御幸町二〇番二号御幸ビル五階　ひびき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中村　謙介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区富士見町一一七番地、最後の住所愛知県名古屋市中区富士見町一番二一号　被相続人　亡　米田　照雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

愛知県名古屋市西区城西一丁目一二番一二号パークサイドビル二階　相続財産管理人　弁護士　平井　宏和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市御園町三四番地、最後の住所滋賀県甲賀市水口町東名坂三一番地　被相続人　亡　中村　豊正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

事務所滋賀県守山市梅田町二番一―三〇七号かがり司法書士事務所　相続財産管理人　太田　智真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区都倉一丁目一番地四　被相続人　亡　金田一義こと　金　一義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

兵庫県姫路市三左衛門堀西の町一三三番地　相続財産管理人　中野　二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市川原城町七五四番地、最後の住所奈良県天理市川原城町七五四番地　被相続人　亡　吉田　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

奈良市西大寺栄町三番二三号サンローゼビル四階秋篠法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口　宣恭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市綾歌町栗熊東三五九六番地、最後の住所香川県丸亀市綾歌町栗熊東三五九六番地三六　被相続人　亡　佐藤　雅章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

高松市多肥上町二一一八番七　相続財産管理人　弁護士　中村　史人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市大字下新入一四〇〇番地、最後の住所北九州市八幡東区天神町三番一二―一〇一号　被相続人　亡　武内　ミツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

事務所北九州市戸畑区汐井町一番六号ウェルとばた内　相続財産管理人　一般社団法人北九州成年後見センター

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区稲積一丁目三番、最後の住所北九州市八幡西区青山二丁目一番一号特別養護老人ホーム　聖ヨゼフの園　被相続人　亡　松本冨喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

事務所北九州市戸畑区汐井町一番六号ウェルとばた内　相続財産管理人　一般社団法人北九州成年後見センター

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市郡山町六四五二番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野一五番地三　被相続人　亡　肥後　庄司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十六日

事務所鹿児島市平之町九―三三　牧野ビル三〇四　弁護士法人南洲総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中園　貞宏

債権申出の公告（第二回）

当社について、熊本地方裁判所より平成二十六年十二月二十五日清算人選任決定がありましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

熊本市新屋敷三丁目四番一〇号　熊本協同開発株式会社　清算人　弁護士　内田　光也

連絡先　熊本市西区島崎四丁目七番七五―一号内田法律事務所

債権申出の公告（第三回）

当基金は平成二十七年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十六日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号　三菱電線工業企業年金基金　清算人　雑賀　啓宏